

評議員の費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人太田市社会福祉協議会の定款第10条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表1により費用を弁償する。ただし、評議員が太田市及び太田市関連団体の職員と兼ねる場合は、費用は弁償しない。

(旅 費)

第3条 評議員の旅費は、太田市の旅費に関する条例を運用する。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第5条 この規程に定めない事項については、太田市の各種条例に基づき会長が別に定める。

別表1 費用弁償の額

種別	金 額
日額	2,000円

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。